

## (N2-3) 土木学会東北支部地域貢献事業に係る運営に関する規則

平成22年3月19日 制 定  
平成24年6月29日 一部改正  
平成25年7月12日 //

### (総則)

**第1条** この規則は、土木学会東北支部（以下「支部」という。）地域貢献事業規程（以下「規程」という。）第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の運営に関する細目について定める。

### (地域貢献事業の種別)

**第2条** 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。

- (1) 一般型助成事業：土木学会東北支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (2) 特別型助成事業：地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
- (3) 指定型助成事業：地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

### (寄附の公募)

**第3条** 地域貢献事業への寄附については、支部広報刊行物及び支部ホームページにより公募する。

### (寄附申込時期)

**第4条** 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

### (寄附申込手続)

**第5条** 地域貢献事業への寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、次の各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
- (2) 第2条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
- (3) 第2条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

### (寄附金受入の審査・決定及び通知)

**第6条** 寄附金受入の可否は、支部幹事会（以下「幹事会」という。）で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 支部長は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者に通知する。
- 3 第1項の審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。
- 5 支部事務局は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。

### (緊急災害調査)

**第7条** 幹事会は、規程第3条第1号の支援として、災害時における調査の相互協力に関する協定（平成19年3月28日 国土交通省東北地方整備局外3学会協定）により行う調査活動への支援を行うものとする。

- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

### (研究発表会、講演会、講習会等の開催)

**第8条** 幹事会は、規程第3条第2号の支援として、支部が実施する研究発表会、講演会、講習

会等のうち国または地方公共団体との共催により実施するものへの支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(土木に係る人材育成)

第9条 幹事会は、規程第3条第3号の支援として、支部が実施する人材育成のうち見学会および研修会への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(研究・技術の表彰)

第10条 幹事会は、規程第3条第4号の支援として、支部が実施する研究・技術の表彰のうち表彰状および記念品作成への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(啓発・広報)

第11条 幹事会は、規程第3条第5号の支援として、支部が実施する広報活動のうち一般市民を対象とする講演会、講習会等の広報活動および一般市民への土木に関する啓発活動を目的とした資料作成への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(社会貢献)

第12条 幹事会は、規程第3条第6号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による社会貢献事業への支援を行うものとする。

2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

(規則の変更)

第13条 この規則の変更は、理事会の承認を得て、改正することができる。

附則（平成22年3月19日 理事会議決） この内規は、平成22年3月19日から施行する。

附則（平成24年6月29日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成24年6月29日から施行する。

附則（平成25年7月12日 理事会議決） この変更規則は、平成25年7月12日から施行する。

(様式－1)

## 「土木学会東北支部地域貢献資金」(一般型資金)寄附申込書

平成 年 月 日

社団法人 土木学会 東北支部  
支部長 殿

土木学会東北支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

なお、この寄付金の活用内容については、一任します。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000 (社)土木学会東北支部

(様式－2)

## 「土木学会東北支部地域貢献資金」(指定型資金) 寄附申込書

平成 年 月 日

社団法人 土木学会 東北支部  
支部長 殿

土木学会東北支部地域貢献資金への寄附を下記により申込みます。

記

申 込 金 額	金	千円	平成 年 月 日払込予定
---------	---	----	--------------

なお、この寄附金は〇〇〇〇資金として活用されるよう申し添えます。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

注：振込銀行：〇〇銀行〇〇支店 普通口座0000000 (社)土木学会東北支部